

環境影響評価方法書  
(仮称)仙台市愛子東土地地区画整理事業  
要約書

令和6年3月

仙台市愛子東土地地区画整理組合設立準備委員会

## 1. 対象事業の概要

### ●事業の目的

対象事業計画地の大半は、仙台市都市計画マスタープランにおける鉄道沿線区域に位置付けられており、駅を中心に地域の特性や交通利便性を生かした暮らしに必要な商業・業務機能等の集積を図ることとしている。

また、対象事業計画地の一部は東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR」という）仙山線愛子駅から約1.0km圏内に位置しており、通勤・通学地としても良好な立地条件であることから、北側の既存市街地との調和を図り、住宅及び近隣サービス施設等の整備を行うことで、地域の魅力を高めることが期待される。

このため、本事業においては、機能集約型市街地形成に沿った土地利用計画の誘導を目指し、周辺環境と調和した工業用地、商業用地、住宅用地の整備を図り、魅力あるまちづくりの実現を目的とする。

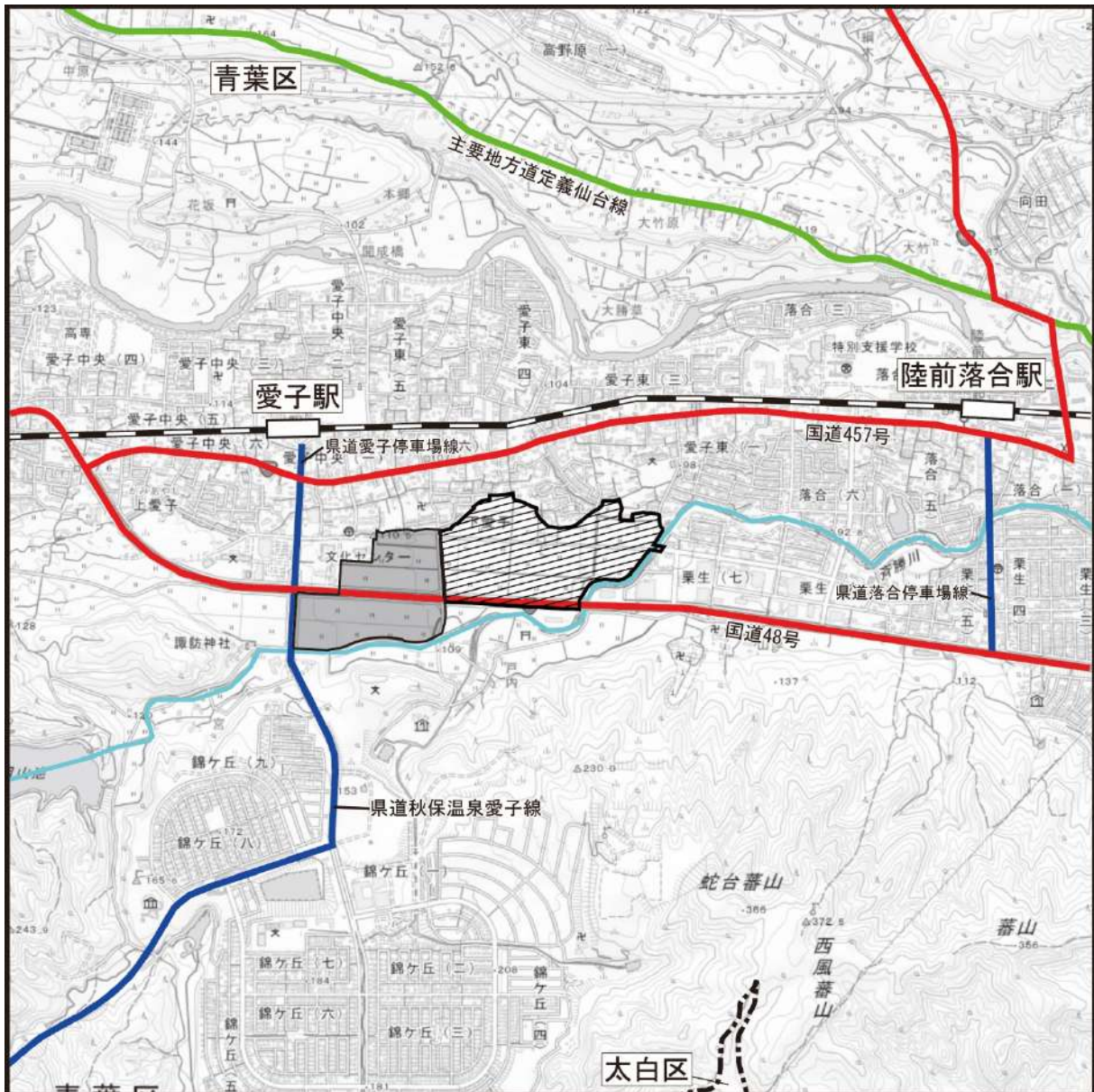
### ●事業の内容

国道48号沿線であることや仙台宮城ICに近接している立地条件を活かし、周辺の既存市街地の土地利用状況を考慮の上、流通・工業地を中心に一部、商業・住宅系の土地利用を計画する。

本事業の概要は表1に、対象事業計画地の位置は図1に示す通りである。

表1 本事業の概要

項目	内容
事業名称	(仮称)仙台市愛子東土地区画整理事業
種類	土地区画整理事業
位置	仙台市青葉区下愛子字稲荷前、下愛子字畑合、下愛子字青木、 下愛子字松ノ木下、愛子東一丁目、栗生七丁目 の各一部 仙台市青葉区下愛子字立車 の全部
面積	約24.3ha
主要用途	宅地（住宅用地、工業・流通業務用地、商業用地）
計画人口	約410人
工事予定期間	令和9年10月～令和12年3月
保留地処分期間	令和11年4月～令和13年2月
環境影響評価を実施することになった要件	「仙台市環境影響評価条例施行規則」 (平成11年3月17日、仙台市規則第6号) 地域区分：A地域 対象事業の要件：施行地区(土地区画整理法第2条第4項に規定する施行地区)の面積が10ha以上であるもの



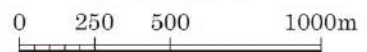
凡例

- : 対象事業計画地
- : 仙台市愛子土地区画整理事業地
- : 区界
- : JR仙山線
- : 国道
- : 主要地方道
- : 県道
- : 斎勝川

図1 対象事業計画地の位置



S=1:25,000



## ●土地利用計画

土地利用計画は、表 2 及び図 2 に示すとおりである。

表 2 土地利用計画

種目	面積 (ha)	割合 (%)	備考
住宅用地	約 3.5	15	戸建て住宅を主用途として、一戸当たり 180 m <sup>2</sup> を想定。(階数は 1~3 程度)
工業・流通業務用地	約 11.2	46	
商業業務用地	約 2.0	8	
道路用地	約 5.0	21	
公園	約 0.7	3	
水路	約 0.3	1	
河川	約 0.6	2	
調整池	約 1.0	4	
合計	約 24.3	100	

## ●事業工程

本事業の工程は、表 3 に示すとおりである。

工事着工は令和 9 年 10 月を予定しており、令和 12 年 3 月までの 30 ヶ月間の工事を予定している。また、令和 11 年 4 月以降、工事が完了した工区から順次、換地の供用開始と保留地処分を行う予定である。工区の設定や工期等は現時点で未定である。

工事完了後は、換地処分、登記を経て、令和 13 年 3 月に組合解散を予定している。

なお、対象事業計画地は、現在市街化区域編入のための手続きが進められており、令和 8 年 5 月頃に市街化区域編入の都市計画決定を予定している。

また、近接事業の仙台市愛子土地区画整理事業の工事は令和 6 年 4 月まで予定されている。

表 3 事業工程

工程		令和 年度									
		5	6	7	8	9	10	11	12		
本事業	都市計画				■						
	基本計画・基本設計	■	■	■							
	環境影響評価	■	■	■							
	事業認可				■						
	実施設計・換地設計				■	■	■	■	■	■	■
	工事					■	■	■	■	■	■
	保留地処分								■	■	■
	換地計画・処分・登記									■	■
	組合解散										■
仙台市愛子土地区画整理事業	環境影響評価・事後調査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	(令和3年6月環境影響評価書提出)
	工事・保留地処分	■	■	■							
	換地計画・処分・登記		■	■	■						
	組合解散				■						

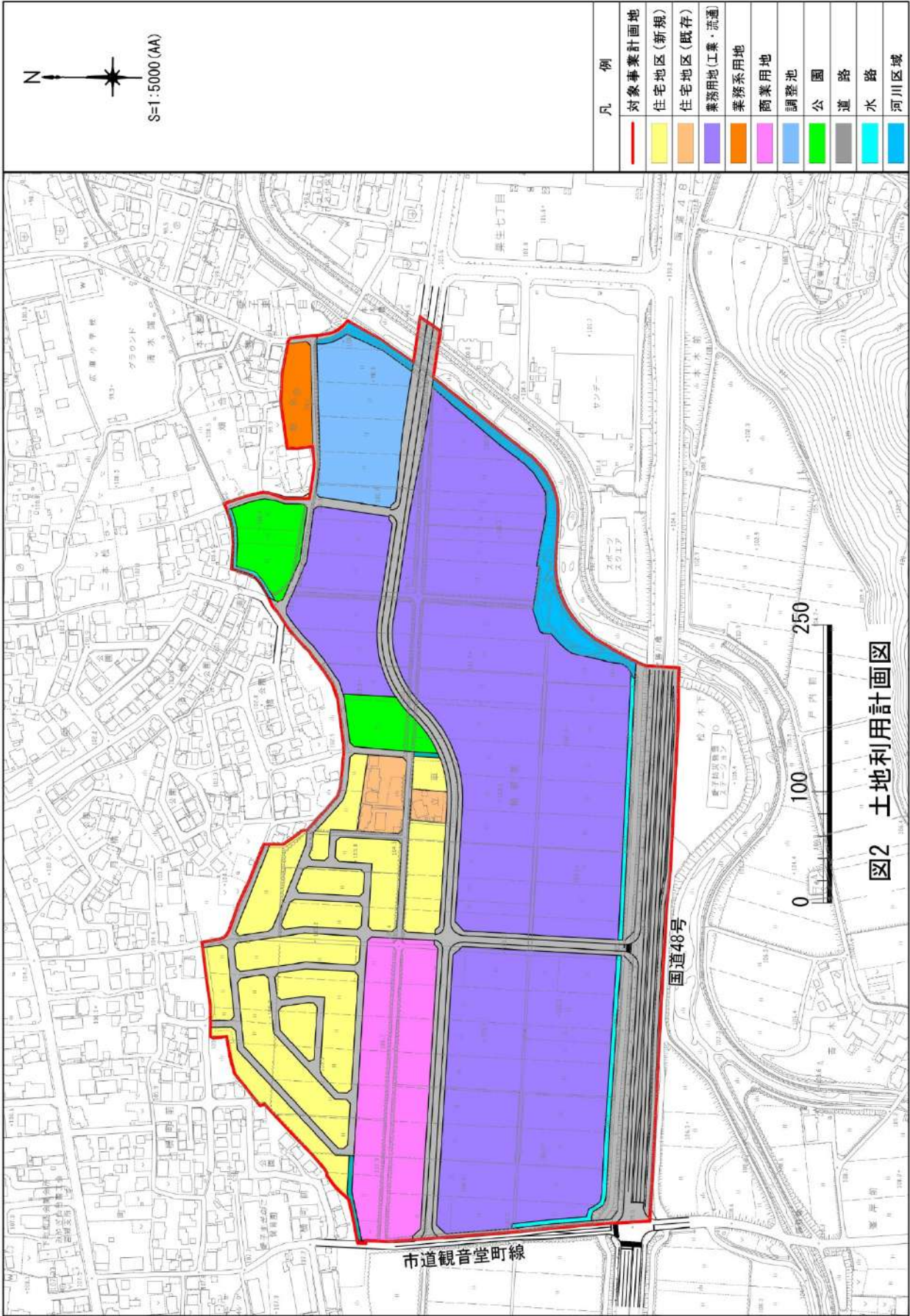


図2 土地利用計画図

## ●環境の保全・創造等に係る方針

本事業における環境の保全・創造等に係る方針は表4に示すとおりである。

対象事業計画地は、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030（改訂版）」（令和3年3月、仙台市）に示されている西部丘陵地・田園地域に位置し、市街地地域に接していることから、同プランに示す土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などを考慮しつつ、本事業の実施による影響を最小限にとどめることを保全方針とする。

表4 環境の保全・創造等に係る方針

項目	環境の保全・創造等に係る方針
土地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺既存市街地との調和や環境に配慮した土地利用計画とする。具体的には、景観に配慮した統一感のある施設計画や、周辺との緑のネットワークの形成が図られるよう、可能な限り一体的な土地利用を図る。</li> <li>・ 周辺環境に対して電波障害、日照障害、風害等が生じないように、建築物の高さ制限を設けた地区計画を検討する。</li> <li>・ 建築物や雨水排水路の周囲にできる限り緑化が図られるよう、地区計画を検討する。</li> <li>・ 大規模な駐車場設置が想定されることから、浸透舗装の採用を促す。</li> </ul>
公園計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植物や動物の生育、生息環境の確保の観点から、緑のネットワーク形成を検討する。</li> </ul>
排水計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区外から流入する雨水排水路は機能を維持し、土地利用に合わせて再配置する。また、対象事業計画地内の水田が持つ保水機能を代替するため、当該区域内に1箇所（斎勝川西側）の防災調整池を整備する。</li> <li>・ 汚水排水については、公共下水道を整備し、既存住宅地の生活環境や周辺農業環境へ影響が出ないように配慮する。</li> </ul>
造成計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地質調査を行い、適正な造成方法を検討する。</li> <li>・ 防災調整池の掘削土は地区内の盛土材として利用する等、残土を発生させない方法を検討する。</li> </ul>
交通計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通渋滞の低減を図るよう交差点解析を実施し、国道部との交差点改良（信号サイクルの見直し・交差点改良工事）や、市道観音堂町線及び主要区画道路への右左折レーンの設置を行うとともに、主要区画道路の適切な配置等を検討する。</li> </ul>
工事計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出ガス対策型、低騒音型の建設機械の採用に努め、大気汚染、騒音・振動及び温室効果ガス排出の低減を図る。</li> <li>・ 工事用車両は低排出ガス認定自動車の採用に努め、大気汚染、温室効果ガス排出の低減を図る。</li> <li>・ 建設資材は、コンクリート二次製品の使用に努め、水質汚染の防止を図る。</li> <li>・ 工事中の濁水対策として、仮設沈砂池を設置し、濁水流出の防止を図る。</li> <li>・ 対象事業計画地周辺の水生生物・動物の生育・生息に配慮して、仮設沈砂池を早期に整備して、周辺排水路への濁水の流出防止を図る。</li> <li>・ 動物への影響を低減させるため、工事の段階的な施工に努めるよう、工事工程を検討する。</li> <li>・ ロードキルを防止するため、動物注意の警告標識及び侵入防止柵等を工事区域に設置する。</li> <li>・ 環境影響評価の結果を踏まえ、貴重な植物種について、周辺の水田へ移植するなどの環境保全措置を検討する。</li> <li>・ 建設廃棄物の減量化に努め適正に処理を行う。</li> <li>・ 工事用車両や重機の稼働が一時的に集中しないよう、施工時期の平準化に努める。</li> <li>・ 工事用車両及び重機等の運転者へは、不要なアイドリングや空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないよう、指導、教育を徹底する。</li> <li>・ 騒音、振動対策として工事区域と住宅及び公共公益施設の近接箇所には、鋼製版による仮囲いを設置する。</li> <li>・ 防塵対策として工事区域の周囲に、必要に応じて防塵ネットによる仮囲いを設置する。</li> <li>・ 現場内の車両制限速度を低速に制限し、車両走行による粉塵飛散を抑制する。</li> <li>・ 粉塵飛散が想定される強風時には、散水等による飛散防止を図る。</li> </ul>

## 2. 地域の概況

事業実施に伴う大気質、植物、動物、景観等への影響を考慮し図3に示す対象事業計画地を中心とする8km四方の範囲（以下、「調査範囲」という。）について、既存文献をもとに地域の概況を整理した。地域の概況は、表5(1)～(2)に示すとおりである。



表 5(1) 地域の概況

調査項目		概要
大気質	気象	仙台管区気象台における令和4年の平均気温は13.5℃、年間降水量は1,224.5mmである。また、令和4年の風向は北北西の風が卓越し、平均風速は3.0m/秒である。
	大気質	調査範囲では大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局が2局(広瀬及び宮総)があり、令和3年度の測定結果では二酸化窒素(広瀬)、浮遊粒子状物質(広瀬)、微小粒子状物質(宮総)について環境基準を達成している。光化学オキシダント(広瀬)は環境基準を超えている。なお、調査範囲内の大気汚染常時監視測定局では二酸化硫黄の測定を行っていない。
	騒音	調査範囲では、過去5年間に環境騒音は測定されていない。 令和3年度において、道路交通騒音の測定が9路線で行われ、環境基準の達成状況(昼間・夜間とも環境基準を達成)は、60.1～100.0%である。 調査範囲では、過去5年間に鉄道騒音の測定が行われていない。
	振動	調査範囲では、過去5年間に環境振動、道路交通振動、鉄道振動の測定が行われていない。
	悪臭	仙台市における令和3年度の苦情件数は47件であり、発生源はサービス業・その他が9件と最も多い。
水環境	水質	調査範囲では、令和3年度に水質の測定が河川5地点、湖沼1地点で行われ、河川的生活環境項目は、大腸菌群数が基準値を超えた地点が見られるが、他の項目及び健康項目はすべての地点で基準値を下回っている。湖沼の健康項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のみ測定され、基準値を下回っている。また、ダイオキシン類の監視が1地点で行われており、令和3年度の監視結果は基準値を下回っている。
	底質	調査範囲では、過去5年間に底質の調査は行われていない。なお、ダイオキシン類の監視は行われており、令和3年度の監視結果は基準値を下回っている。
	地下水汚染	調査範囲では、平成29年度～令和3年度において概況調査(4区画)、継続監視調査(2区画)及びダイオキシン類に関する調査(3区画)が行われている。概況調査の環境基準項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2地区で基準値を超過した。概況調査の要監視項目は、すべての地区で基準値を下回った。継続監視調査において、砒素、PCBならびに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素がそれぞれ1地区で基準値を超過した。ダイオキシン類に関する調査においては、すべての地区で基準値を下回った。
	水象	調査範囲では、対象事業計画地の北側約1kmに一級河川広瀬川があり、調査範囲を西側から東側へと流れている。また、対象事業計画地の西南西側約1.4kmに位置するサイカチ沼及び月山池から、対象事業計画地の南東側に接して一級河川斎勝川が流れ、対象事業計画地の東側約2kmの地点で広瀬川に合流している。 調査範囲に湧水は存在しない。
土壌環境	地形・地質	調査範囲の地形は、北東側に位置する七北田丘陵及び国見丘陵、南側に広がる蕃山丘陵、中央を広瀬川沿いに愛子台地が位置する地域であり、対象事業計画地は愛子台地の南側に位置している。 調査範囲の地質は、南側に軽石凝灰岩等を主とする梨野層が分布し、蕃山、権現森付近には三滝層が分布する。また、対象事業計画地がある調査範囲中央部には礫層・砂層及び粘土層からなる河岸段丘堆積物が分布する。 対象事業計画地は「液状化対象外」の地域であり、地震による液状化が発生する恐れがないとされている地域である。対象事業計画地内は平成6年9月22日発生の大雨により浸水している。 対象事業計画地に注目すべき地形・地質、災害の危険箇所はない。
	地盤沈下	調査範囲に地盤沈下測定局はない。
	土壌汚染	調査範囲では、平成29年度～令和2年度に土壌汚染の調査は行われていない。 なお、土壌のダイオキシン類の監視は行われており、令和3年度の監視結果は基準値を下回っている。
生物環境	植物	調査範囲では、注目すべき植物種263種が確認されている。対象事業計画地の現存植生は「水田雑草群落」及び「市街地」である。 対象事業計画地には、植生自然度2の水田雑草群落と植生自然度1の市街地が分布し、「自然性の高い植生」は存在しない。また、植物生育地として重要な地域及び希少な植物群落は存在しない。
	動物	調査範囲では、哺乳類20種、鳥類71種、爬虫類9種、両生類14種、魚類19種、昆虫類73種の注目すべき動物種が確認されている。仙台市における「動物生息地として重要な地域」が分布する地域に、対象事業計画地は含まれていない。
	生態系	対象事業計画地は、広瀬川と蕃山丘陵の間に広がる台地上に位置している。対象事業計画地の北側を流れる広瀬川については、河川環境や森林環境を基盤とした生態系が存在し、南側の蕃山丘陵については、森林環境を基盤とした生態系が存在している。対象事業計画地を含む地域には、市街地に残された水田地帯があり、田園生態系が存在している。 対象事業計画地の周辺には、北側と東側に「市街地等」が、南側に「湿性草地」が分布し、対象事業計画地の南側から東側にかけて流れる斎勝川は「河辺・湿原」に区分される。

自然的状況等



表 5(2) 地域の概況

調査項目		概要
自然的状況等	景観等	景観 調査範囲には、自然的景観資源として太白山、西風蕃山及び権現森等6箇所があり、文化的景観資源として諏訪神社、宇那禰神社及び中原浄水場旧管理事務所等4箇所がある。眺望地点としては、太白山、西風蕃山及び権現森等7箇所がある。 対象事業計画地は自然的景観資源である落合・愛子・白沢広瀬川畔内に位置している。
		自然との触れ合いの場 調査範囲には、都市公園が189箇所、都市計画公園が33箇所、県緑地環境保全地域が2箇所、県自然環境保全地域が1箇所、特別緑地保全地区が2箇所存在する。 対象事業計画地に自然との触れ合いの場は存在しない。
		文化財 調査範囲には、国指定文化財として、有形文化財の「仙台藩天文学機器」、県指定文化財として、有形文化財の「諏訪神社本殿 附 棟札12枚」がある。また、市指定文化財として、「宇那禰神社本殿 附 棟札5枚」、「木造釈迦如来立像」等がある。 対象事業計画地内に指定文化財・登録文化財は存在しない。
		埋蔵文化財包蔵地(遺跡) 調査範囲には、「蒲沢山遺跡」、「北原街道B遺跡」等の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が12箇所存在する。 対象事業計画地内に、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は存在しない。
社会的状況等	人口及び産業	人口 令和5年10月1日現在における仙台市青葉区の人口は295,697人、世帯数は159,979世帯、一世帯当たりの人口は1.85人であり、仙台市太白区の人口は234,764人、世帯数は114,320世帯、一世帯当たりの人口は2.05人である。
		産業 仙台市の令和2年における全就業者数は564,587人であり、第一次産業が4,354人(0.8%)、第二次産業が89,625人(15.9%)、第三次産業が470,608人(83.4%)であった。就業者数が最も多い産業は「卸売業、小売業」で107,814人(19.1%)である。
	土地利用	土地利用状況 対象事業計画地の土地利用は田が大部分を占めており、一部、建物用地が存在している。対象事業計画地の北側及び東側が建物用地、南側は田、西側は仙台市愛子土地区画整理事業により造成中である。
		用途地域 対象事業計画地は、市街化調整区域であり、用途地域の設定はない。
	水利用	利水の状況等 対象事業計画地周辺には、大倉川、大倉ダム及び青下ダムを水源とする中原浄水場があり、対象事業計画地周辺に配水されている。 対象事業計画地の南西には農業用ため池である月山池がある。月山池は対象事業計画地の南側から東側を流れる斎勝川の水源となっている。 また、調査範囲では広瀬名取川漁業協同組合が設置されており、漁業権が設定されている河川がある。
	社会資本整備等	交通 対象事業計画地の最寄り駅として、JR仙山線の愛子駅及び陸前落合駅があり、両駅の乗車人数は令和2年度に減少し、令和3年度には増加傾向である。 道路は、対象事業計画地の南側を東西に国道48号が通っている。
		上水道・下水道等 令和3年度における仙台市の水道普及率は99.7%である。また、令和4年度における仙台市の下水道普及率は98.7%である。
		廃棄物処理施設等 令和4年度における仙台市のごみ排出量は358,583tである。ごみ排出量は、令和2年度から減少傾向である。
		温室効果ガス 仙台市域における令和3年度温室効果ガス排出量確定値は、排出量で745万t-CO <sub>2</sub> となり、令和2年度と比較して3.3%増加し、基準年である平成25年度と比較して18.2%減少している。
		環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等 対象事業計画地の東側にはデイサービスセンターの「デイサービスまなびや栗生館」が、西側にはグループホームの「ハートピアエスト」が位置している。
環境の保全等を目的とする法令等 調査範囲では、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、特別緑地保全地区、鳥獣保護区、保安林、保存樹木、保存樹林が指定されている。また、「仙台市「杜の都」景観計画」では、対象事業計画地は「市街地景観」に区分される「沿線市街地ゾーン」に位置するが、対象事業計画地の南側には「自然景観」に区分される「田園地ゾーン」が存在している。		

### 3. 環境影響評価項目の選定

「仙台市環境影響評価技術指針」で示されている環境影響要因によって、影響を受けることが予想される環境要素を抽出し、本事業の特性や対象事業計画地を含む周辺地域の特性から、環境影響評価項目を選定した。

また、影響が軽微であることから、調査・予測を行わず環境配慮によって対応する配慮項目も選定した。

選定した環境影響評価項目及び配慮項目は、表6に示すとおりである。

表6 環境影響評価項目の選定

環境影響要素の区分				工事による影響			存在による影響		供用による影響	
				資材等の運搬	重機の稼働	盛土・掘削等	変更後の地形	工作物等の出現	施設の稼働	資材・製品・人等の運搬・輸送
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○					○
			浮遊粒子状物質	○	○					○
			粉じん			○				
		騒音	○	○				※	○	
		振動	○	○				※	○	
		悪臭							※	
	その他	交通量	※						※	
	水環境	水質	水の汚れ						※	
			水の濁り			○				
			有害物質							
		地下水汚染	地下水汚染							
		水象	河川流・湖沼				○	○		
	地下水・湧水				※					
	土壌環境	地形・地質	現況地形				○			
			土地の安定性							
地盤沈下		地盤沈下								
土壌汚染	土壌汚染									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	植物	植物相及び注目すべき種				○	○			
		植生及び注目すべき群落				○	○			
	動物	動物相及び注目すべき種	○	○	○	○	○			
		注目すべき生息地	○	○	○	○	○			
生態系	地域を特徴付ける生態系	○	○	○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的所産への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	自然的景観資源				○	○			
		文化的景観資源	※						※	
	眺望				○	○				
自然との触れ合いの場	自然との触れ合いの場	※						※		
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨として予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○				※	
		残土								
		水利用							※	
	温室効果ガス等	二酸化炭素	○	○					※	
		その他の温室効果ガス								
熱帯材使用			※							

注1) ○は一般項目、※は配慮項目を示す。

：「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」(平成31年1月、仙台市)において「業務別項目選定例(土地区画整理事業)」とされ、本事業で選定するもの。

：「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」(平成31年1月、仙台市)において「業務別項目選定例(土地区画整理事業)」とされ、本事業で選定しないもの。

：「仙台市環境影響評価技術指針マニュアル」(平成31年1月、仙台市)において「業務別項目選定例(土地区画整理事業)」とされていないが、本事業で選定するもの。

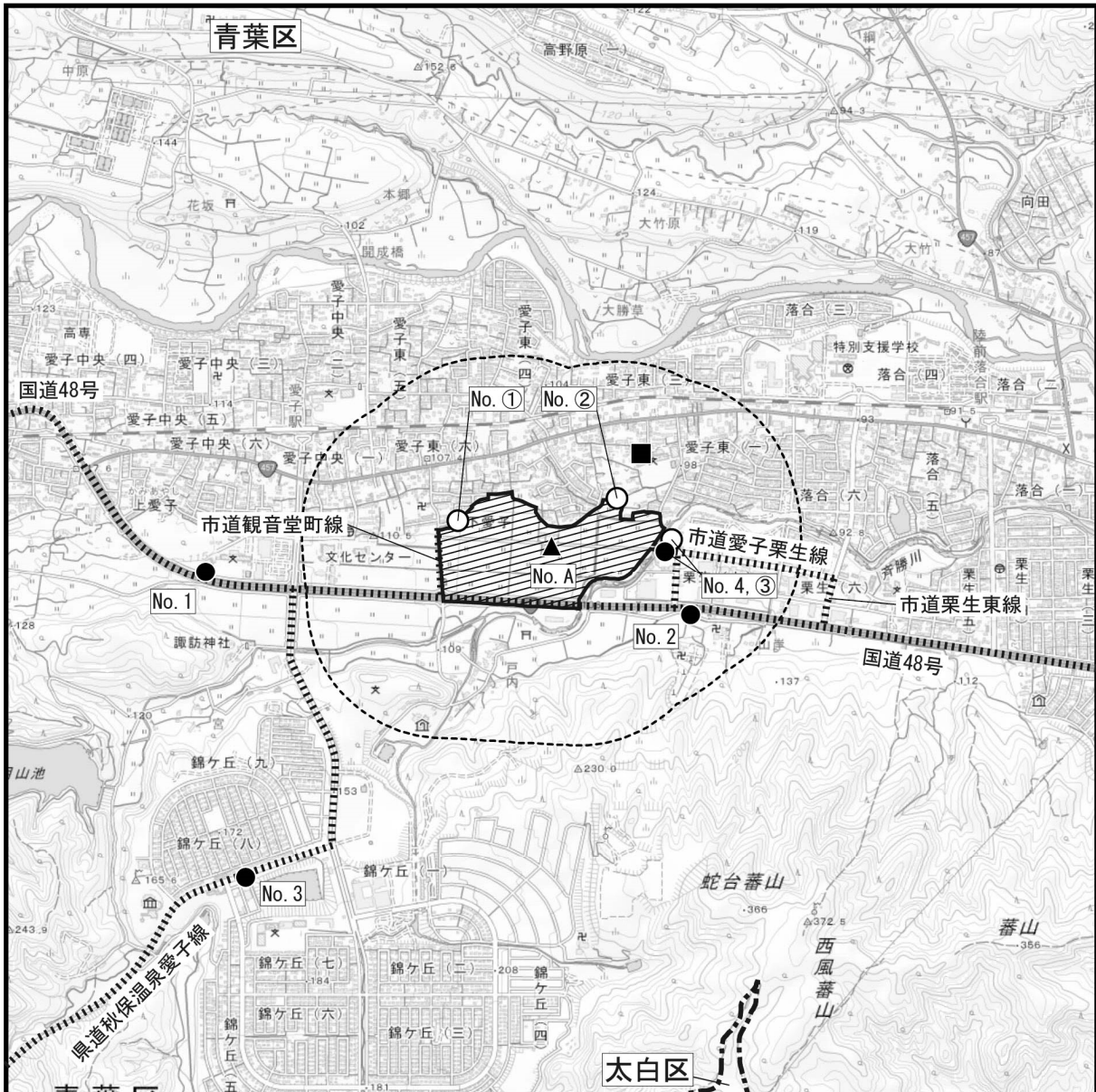
#### 4. 調査、予測及び評価の手法の概要

本事業の実施に伴う工事、存在及び供用による影響における、調査、予測及び評価の手法は、以下に示すとおりである。

大気質(1/2)		
調査手法	調査内容	1. 大気質汚染物質濃度 (①二酸化窒素、②浮遊粒子状物質) 2. 気象 (①風向・風速、②気温・日射量・雲量) 3. 粉じん (①降下ばいじん) 4. その他 (①発生源の状況、②地形の状況、③周辺の人家・施設の状況、交通量)
	調査方法及び調査地域等	1. 既存資料調査 大気質については、一般環境大気測定局のデータを収集・整理する。 気象については、仙台管区気象台のデータを収集・整理する。 2. 現地調査 (図4参照) 大気汚染物質濃度の測定は、二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)に、浮遊粒子状物質は「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)に定める測定方法(公定法)に準拠し、対象事業計画地内の1地点(No. A)で実施する。 気象は「地上気象観測指針」(平成14年、気象庁)に定める方法に準拠し、対象事業計画地内の1地点(No. A)で実施する。 道路沿道についてはPTIOフィルターを用いた簡易法により二酸化窒素の測定を、工事中の工事用車両及び供用後の関連車両の主要な走行ルートを想定し、沿道の4地点(No. 1~No. 4)で行う。 粉じんについては、「衛生試験法・注解2020」(2020年3月日本薬学会編)に定める測定方法に準拠し、対象事業計画地内の1地点(No. A)で測定を行う。
	調査期間	1. 既存資料調査 既存資料の収集対象期間は、5年間を基本とするが、気象については10年間とする。 2. 現地調査 現地調査期間は、冬季・夏季の2季に実施し、気象、一般環境大気質及び道路沿道大気質が1週間、粉じんが1か月とする。
予測手法	予測内容	【工事による影響】 ①工事用車両の走行により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 ②重機の稼働により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 ③工事用車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響 ④盛土・掘削等により発生する降下ばいじんの大気中における濃度 【供用による影響】 ⑤関連車両の走行により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域 (図4参照) 事業の実施による大気質への影響が想定される対象事業計画地より500mの地域とする。 2. 予測地点 (図4参照) 車両の走行による影響は現地調査を行った地点とし、工事用車両は3地点、関連車両は4地点とする。また、重機による影響は、最大着地濃度出現地点及び保全対象3地点、複合的な影響は保全対象3地点とする。盛土・掘削等による影響は、最大着地濃度出現地点及び保全対象3地点とする。 なお、予測高さは原則地上1.5mとするが、発生源及びその周辺の建築物を考慮して必要に応じて高さを変更する。
	予測時期	【工事による影響】 ①工事用車両の走行による大気質への影響が最大となる時期 ②重機の稼働による大気質への影響が最大となる時期 ③盛土・掘削等により裸地面積が最大となる時期 【供用による影響】 ④土地区画整理事業の宅地が完成し、想定される施設の事業活動が定常の稼働状態となる時期(令和12年)
	予測方法	予測方法は、プルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルにより予測する。工事中の工事用車両の走行及び重機の稼働の複合的な影響については、各予測計算結果の重ね合わせを行うものとする。 盛土・掘削等に係る予測方法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策研究所・独立行政法人土木研究所)による経験式により季節別降下ばいじん量を予測する。

## 大気質 (2/2)

評価手法	回避・低減に係る評価	<p>以下の予測項目における大気質への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。</p> <p>【工事による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事用車両の走行により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質</li> <li>② 重機の稼働により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質</li> <li>③ 工事用車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響</li> <li>④ 盛土・掘削等により発生する降下ばいじん</li> </ul> <p>【供用による影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 関連車両の走行により発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質</li> </ul>
	基準や目標との整合性に係る評価	<p>以下の基準等と整合が図られているか評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 二酸化窒素に係る環境基準</li> <li>② 大気汚染に係る環境基準（浮遊粒子状物質）</li> <li>③ 仙台市環境基本計画における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の定量目標</li> <li>④ 「道路環境影響評価の技術手法（平成24年版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策研究所・独立行政法人土木研究所）による降下ばいじんの参考値</li> </ul>



凡 例



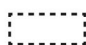





-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 調査・予測地域（対象事業計画地境界から500mの範囲）
-  : 大気質調査地点（既存資料調査：広瀬測定局）
-  : 大気質、気象及び粉じん調査地点（No. A）
-  : 大気質調査地点及び予測地点（車両の走行による影響：No. 1～4）
-  : 大気質予測地点（重機の稼働による影響及び複合的な影響：No. ①～③）
-  : 想定される主要な走行ルート

図4 調査・予測地点（大気質）

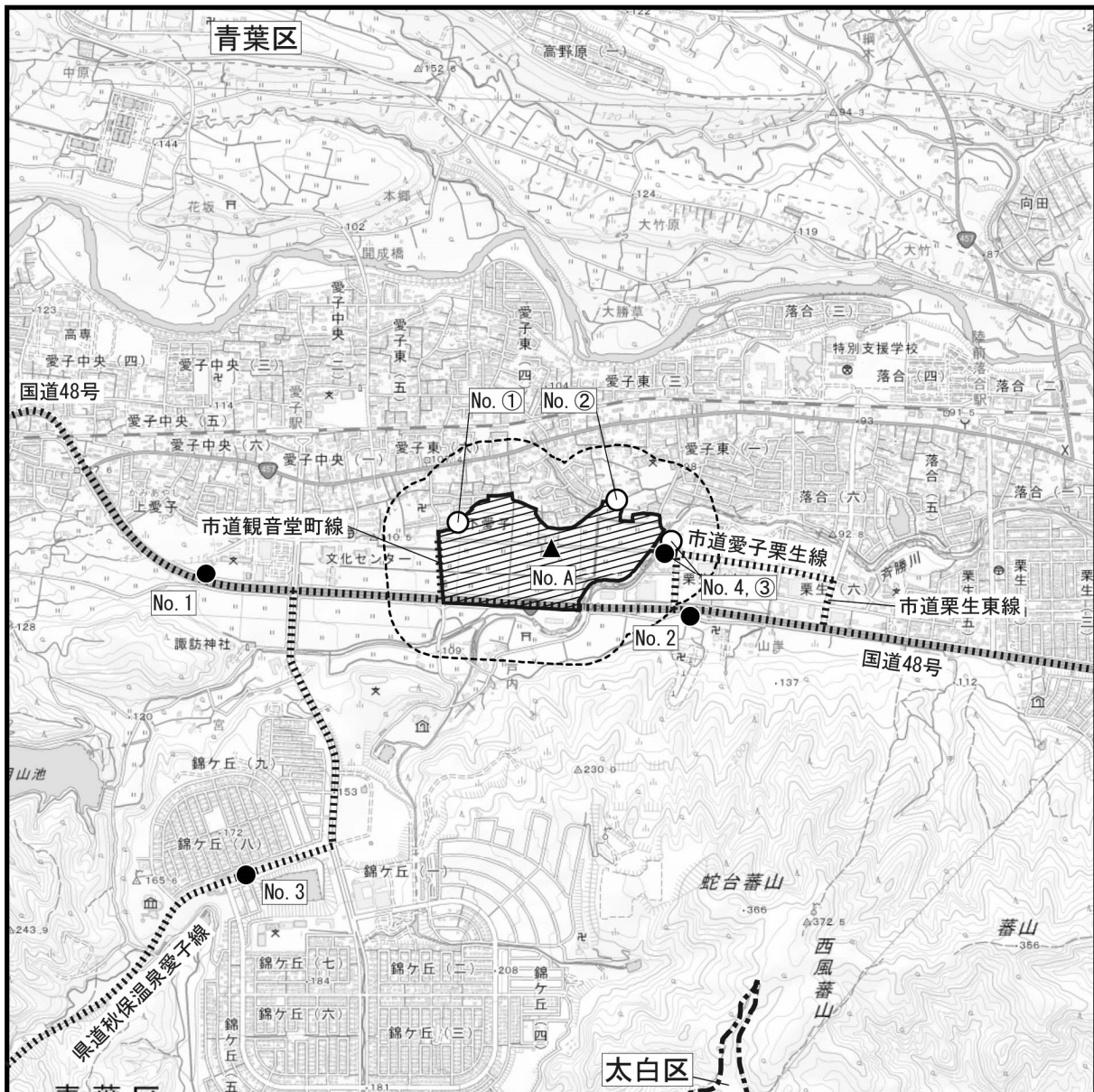


S=1:25,000

0 250 500 1000m

騒音		
調査手法	調査内容	1. 騒音レベル (①環境騒音、②道路交通騒音) 2. 交通量等 (①車種別断面交通量、②走行速度、道路構造等) 3. その他 (①発生源の状況、②地形の状況、③人家・施設等の状況)
	調査方法及び調査地域等	1. 既存資料調査 「公害関係資料集」、「仙台市交差点交通量調査」、「道路台帳」、「土地利用図」等の収集・整理を行う。 2. 現地調査 (図5参照) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める方法に準拠して行う。 なお、道路交通騒音レベル測定時には、「全国道路交通情勢調査実施要領」(国土交通省)に示された調査方法に準拠し、対象道路の方向別・車種別の断面交通量及び走行速度等を計測する。 調査地域は、事業の実施による騒音への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。なお、その他の項目の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。 調査地点は、環境騒音レベルについては、対象事業計画地内の1地点 (No. A)、道路交通騒音レベル及び交通量調査については、工事中の工事用車両及び供用後の関連車両の主要な走行ルートを想定し、その沿道の4地点 (No. 1~4) とする。
	調査期間	1. 既存資料調査 既存資料の収集対象期間は5年間とする。 2. 現地調査 現地調査は、調査対象道路に係る道路交通騒音等の状況を代表する日とし、平日と休日のそれぞれ1日 (24時間) 行うものとする。
予測手法	予測内容	【工事による影響】 ①工事用車両の走行により発生する道路交通騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) ②重機の稼働により発生する建設作業騒音レベル ( $L_{A5}$ 、 $L_{Aeq}$ ) ③工事用車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響 ( $L_{Aeq}$ ) 【供用による影響】 ④関連車両の走行により発生する道路交通騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域 (図5参照) 事業の実施による騒音への影響が想定される対象事業計画地より200mの地域とする。 2. 予測地点 (図5参照) 車両の走行による影響は現地調査を行った地点とし、工事用車両は3地点、関連車両は4地点とする。また、重機による影響は、最大騒音レベル出現地点及び保全対象3地点、複合的な影響は保全対象3地点とする。 なお、予測高さは原則地上1.2mとするが、発生源及びその周辺の建築物を考慮して必要に応じて高さを変更する。
	予測時期	【工事による影響】 ①工事用車両の走行による騒音の影響が最大となる時期 ②重機の稼働による騒音の影響が最大となる時期 【供用による影響】 ③土地区画整理事業の宅地が完成し、想定される施設の事業活動が定常の稼働状態となる時期 (令和12年)
	予測方法	重機の稼働による影響の予測については日本音響学会により提案された建設作業騒音の予測式 (ASJ CN-MODEL2007) を、工事用車両及び関連車両の走行による影響の予測については日本音響学会により提案された道路交通騒音の予測式 (ASJ RTN-MODEL2018) を用いて行う。また、工事中の工事用車両の走行及び重機の稼働の複合的な影響については、各予測計算結果の重ね合わせを行うものとする。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における騒音への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【工事による影響】 ①工事用車両の走行により発生する騒音 ②重機の稼働により発生する騒音 ③工事用車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響 【供用による影響】 ④関連車両の走行により発生する騒音
	基準や目標との整合性に係る評価	以下の基準等と整合が図られているか評価する。 ①騒音に係る環境基準 ②騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令 ③特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 ④仙台市公害防止条例に基づく指定建設作業に伴う騒音の規制基準

振動		
調査手法	調査内容	1. 振動レベル（①環境振動、②道路交通振動） 2. 交通量等（①車種別断面交通量、②走行速度、道路構造等） 3. その他（①発生源の状況、②地盤の状況、③人家・施設等の状況）
	調査方法及び調査地域等	1. 既存資料調査 「公害関係資料集」、「仙台市交差点交通量調査」、「道路台帳」、「表層地質図」等の収集・整理を行う。 2. 現地調査（図5参照） 「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法に準拠し、対象事業計画地内の1地点（No. A）で環境振動レベルを測定する。また、道路交通振動測定時にあわせて、地盤卓越振動数、対象道路の車種別断面交通量及び走行速度等を計測する。 調査地域は、事業の実施による騒音への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。なお、その他の項目の調査地域は、対象事業計画地及びその周辺とする。 調査地点は、環境騒音レベルについては、対象事業計画地内の1地点（No. A）、道路交通騒音レベル及び交通量調査については、工事中の工事用車両及び供用後の関連車両の主要な走行ルート进行を想定し、その沿道の4地点（No. 1～4）とする。
	調査期間	1. 既存資料調査 既存資料の収集対象期間は5年間とする。 2. 現地調査 調査対象道路に係る道路交通振動等の状況を代表する日とし、平日の1日（24時間）とする。
予測手法	予測内容	【工事による影響】 ①工事用車両の走行により発生する道路交通振動レベル（ $L_{10}$ ） ②重機の稼働により発生する建設作業振動レベル（ $L_{10}$ ） ③工事用車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響（ $L_{10}$ ） 【供用による影響】 ④関連車両の走行により発生する道路交通振動レベル（ $L_{10}$ ）
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域（図5参照） 事業の実施による騒音への影響が想定される対象事業計画地より200mの地域とする。 2. 予測地点（図5参照） 予測地点は騒音の予測地点と同じとする。
	予測時期	【工事による影響】 ①工事用車両の走行による振動の影響が最大となる時期 ②重機の稼働による振動の影響が最大となる時期 【供用による影響】 ③土地区画整理事業の宅地が完成し、想定される施設の事業活動が定常の稼働状態となる時期（令和12年）
	予測方法	工事用車両及び関連車両の走行による影響の予測については国土交通省土木研究所の提案式を、重機の稼働による影響の予測については振動発生源からの伝播を考慮した伝搬理論式を用いて行う。また、工事中の重機の稼働及び工事用車両の走行の複合的な影響については、各予測計算結果の重ね合わせを行うものとする。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における振動への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【工事による影響】 ①工事用車両の走行により発生する振動 ②重機の稼働により発生する振動 ③工事用車両の走行及び重機の稼働による複合的な影響 【供用による影響】 ④関連車両の走行により発生する振動
	基準や目標との整合性に係る評価	以下の基準等と整合が図られているか評価する。 ①振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度 ②振動規制法に基づく特定建設作業に伴う振動の規制基準 ③仙台市公害防止条例に基づく指定建設作業に伴う振動の規制基準



凡 例








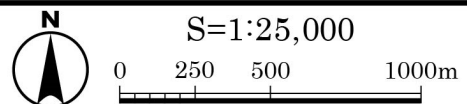
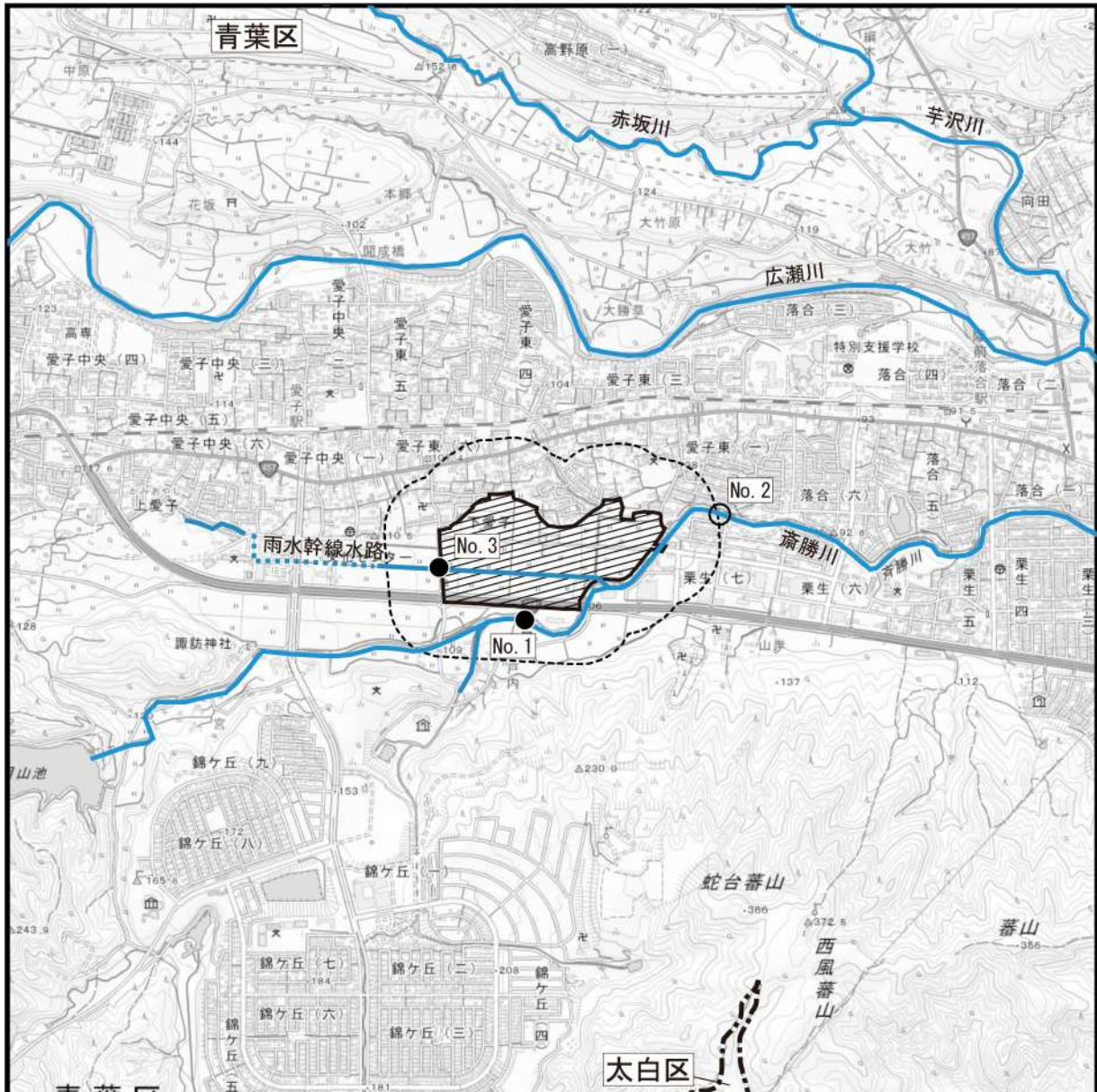
-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 調査・予測地域（対象事業計画地境界から200mの範囲）
-  : 環境騒音・振動調査地点（No. A）
-  : 道路交通騒音・振動調査地点及び予測地点（車両の走行による影響：No. 1～4）
-  : 環境騒音・振動予測地点（重機の稼働による影響及び複合的な影響：No. ①～③）
-  : 想定される主要な走行ルート

図5 調査・予測地点（騒音・振動）





水質（水の濁り）		
調査手法	調査内容	1. 浮遊物質量（SS） 2. 流量等
	調査方法及び調査地域等	1. 既存資料調査 「公害関係資料集」等の収集・整理を行う。 2. 現地調査（図6参照） 現地調査は、採水した水を分析するとともに、流速計等を用いて流量を測定する。分析は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法に準拠する。なお、盛土材の採取地が確定し次第、採取地において盛土材の性状を調査する。 調査地域は、対象事業計画地及びその周辺の3箇所とする。
	調査期間	1. 既存資料調査 既存資料の収集対象期間は5年間とする。 2. 現地調査 浮遊物質量（SS）及び流量について、降雨時は降水量にばらつきがあるよう4回調査する。晴天時は4季の季節ごとに各1回行うこととする。
予測手法	予測内容	【工事による影響】 ①盛土・掘削等により発生する公共用水域における浮遊物質量（SS）
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域（図6参照） 事業の実施による水質への影響が想定される対象事業計画地より200mの地域とする。 2. 予測地点（図6参照） 工事中の排水は、調整池を整備し、放流量を抑制しながら斎勝川へ放流する計画であるため、予測地点は放流地点より下流側の地点（No.2）とする。
	予測時期	【工事による影響】 ①盛土・掘削工事による土工量が多くなる時期
	予測方法	工事計画及び類似事例の引用・解析等により、濁水が流出する斎勝川の浮遊物質量（SS）濃度を定量的に予測する。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における濁水の影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【工事による影響】 ①盛土・掘削等により発生する公共用水域における浮遊物質量（SS）
	基準や目標との整合性に係る評価	以下の基準等と整合が図られているか評価する。 ①水質汚濁に係る環境基準 ②仙台市公害防止条例に基づく排水基準



凡 例



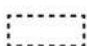



-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 調査・予測地域 (対象事業計画地境界から200mの範囲)
-  : 水質調査地点 (No. 1, 3)
-  : 水質調査地点及び予測地点 (No. 2)
-  : 河川・水路

図6 調査・予測地点 (水質)

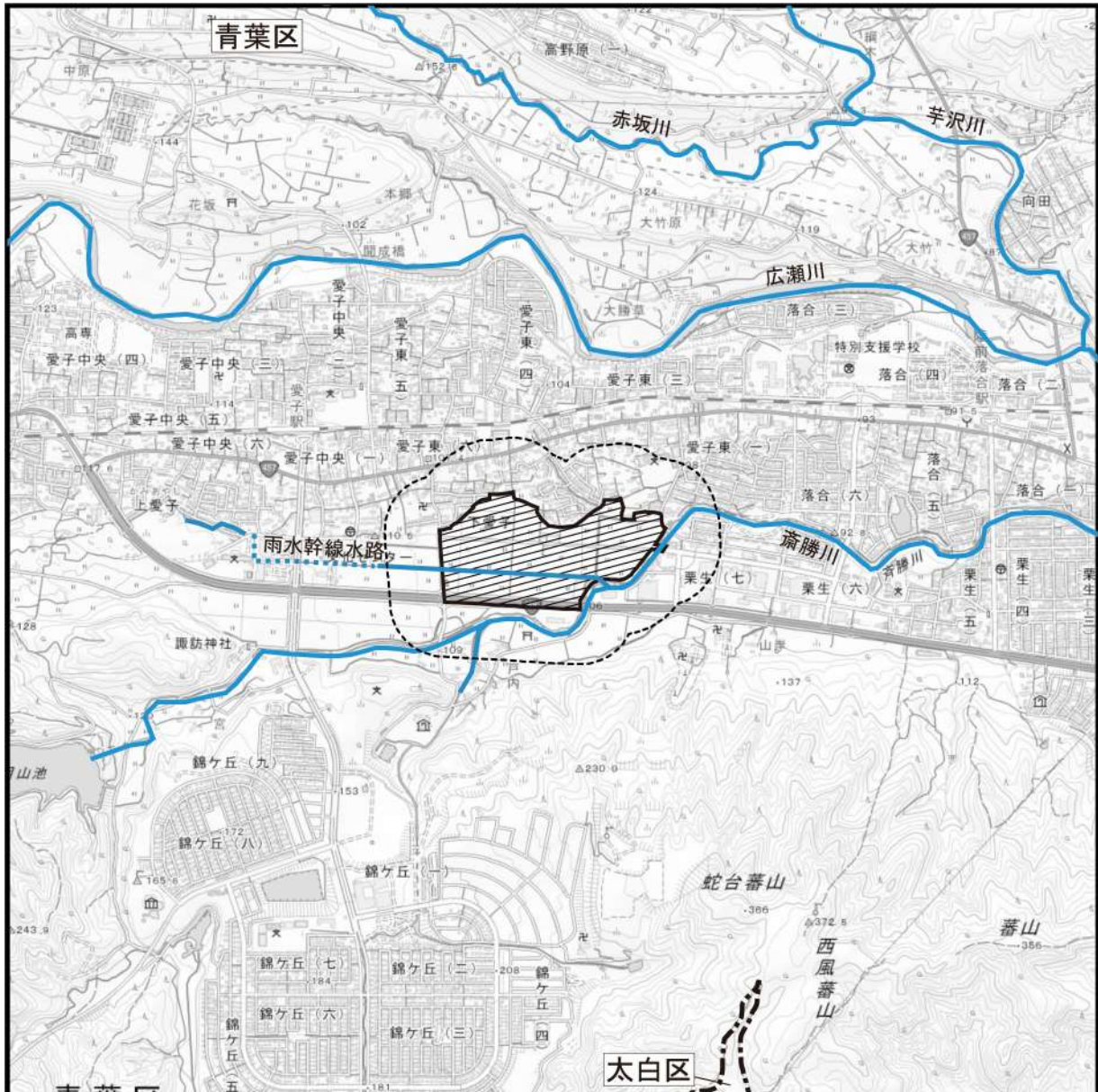


S=1:25,000

0 250 500 1000m

水象（河川流）		
調査手法	調査内容	1. 河川の状況（①放流排水路・河川の位置、規模、流域、断面構造等、②放流排水路・河川の流量） 2. その他（①降水量の状況、②地形・地質の状況、③土地利用の状況）
	調査方法及び調査地域等	1. 既存資料調査 「土地分類図」、「気象データ」等の収集・整理を行う。 2. 現地調査（図7参照） 河川の状況は現地踏査により把握し、流量は流速計等を用いて測定する。 調査地域は、事業の実施による水象への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。
	調査期間	1. 既存資料調査 既存資料の収集対象期間は5年間とする。 2. 現地調査 4季の季節ごとに晴天時に各1回行うこととする。
予測手法	予測内容	【存在による影響】 ①改変後の地形及び工作物等の出現による雨水流出量及び地下浸透量の変化の程度
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域（図7参照） 事業の実施による水象への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。
	予測時期	【存在による影響】 ①工作物等の出現が想定される時点（令和11年）
	予測方法	工事計画及び保全対策等を基に、土地利用の種別ごとに現況及び完成後の流出係数を求め、雨水流出量及び地下浸透量の変化の程度を予測する。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における水象への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【存在による影響】 ①改変後の地形及び工作物等の出現による雨水流出量及び地下浸透量の変化
	基準や目標との整合性に係る評価	—

地形・地質（現況地形）		
調査手法	調査内容	1. 地形・地質の状況
	調査方法及び調査地域等	1. 既存資料調査 「土地分類図」等の収集・整理を行う。 2. 現地調査（図7参照） ボーリング調査により、状況を把握する。 調査地域は、事業の実施による地形・地質への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。なお、ボーリング調査地点は、計画が具体的に決定した時点において対象事業計画地内を対象に設定する。
	調査期間	1. 既存資料調査 既存資料の収集対象期間は設定しないものとする。 2. 現地調査 現地調査（ボーリング調査）は1回とする。
予測手法	予測内容	【存在による影響】 ①現況地形の変化の程度
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域（図7参照） 事業の実施による地形・地質への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲とする。
	予測時期	【存在による影響】 ①工事が完了した時点（令和11年）
	予測方法	現況地形と事業計画の重ね合わせから、現況地形の変化の程度を定性的に予測する。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における現況地形への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【存在による影響】 ①現況地形の変化の程度
	基準や目標との整合性に係る評価	—



凡 例



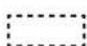

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 調査・予測地域（対象事業計画地境界から200mの範囲）
-  : 河川・水路

図7 調査・予測地域（水象、地形・地質）



S=1:25,000

0 250 500 1000m

植物		
調査手法	調査内容	1. 植物相及び注目すべき種 2. 植生及び注目すべき群落
	調査方法及び調査地域等	1. 既存資料調査 「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」等の収集・整理を行う。 2. 現地調査 (図8参照) ①植物相及び注目すべき種 調査範囲内を踏査し、シダ植物以上の維管束植物を対象に生育する植物種を確認し、確認種リストを作成する。 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」による選定基準に基づき注目すべき種を選定し、生育位置及び生育状況等を記録する。 調査地域は、事業の実施による植物への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲及び斎勝川下流域とする。 ②植生及び注目すべき群落 調査方法は、調査範囲内の代表的な群落においてコドラート調査を実施し、群落組成、構造及び分布等を把握して現存植生図を作成する。また、「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2023年版-」等による選定基準に基づき注目すべき群落を選定し、分布及び生育環境を記録する。 調査地域は、事業の実施による植物への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲及び斎勝川下流域とする。
	調査期間	1. 既存資料調査 既存資料の収集対象期間は設定しないものとする。 2. 現地調査 4季(早春季、春季、夏季、秋季)とする。
予測手法	予測内容	【存在による影響】 ①変更後の地形及び工作物等の出現による植物への影響
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域 (図8参照) 事業の実施による植物の生育環境への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲及び斎勝川下流域とする。 2. 予測地点 (図8参照) 対象事業計画地及び斎勝川下流とし、調査結果により設定する。
	予測時期	【存在による影響】 ①工事が完了した時点 (令和11年)
	予測方法	調査結果と土地利用計画及び工事計画との重ね合わせ並びに事例の引用・解析により予測する。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における植物への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【存在による影響】 ①変更後の地形及び工作物等の出現による植物相及び注目すべき種並びに植生及び注目すべき群落への影響 以下に示す文献に記載される植物種に対し、生育の保全が図られているか評価する。
	基準や目標との整合性に係る評価	①「環境省レッドリスト2020」(令和2年、環境省)における掲載種 ②「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2023年版-」(令和5年、宮城県)における掲載種 ③「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)のうち「学術上重要種」及び西部丘陵地・田園地域及び市街地地域における「減少種」のカテゴリーA

動物		
調査手法	調査内容	1. 動物相及び注目すべき種 2. 注目すべき種の生息環境
	調査方法及び調査地域等	1. 既存資料調査 「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」等の収集・整理を行う。 2. 現地調査 (図8参照) ①動物相及び注目すべき種 調査範囲内を踏査し、目視や採集等下記に示す方法により生息する動物種を確認し、確認種リストを作成する。 また、「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」による選定基準に基づき注目すべき種を選定し、生息位置及び生息状況等を記録する。 調査地域は、事業の実施による動物への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲及び斎勝川下流域とする。 ②注目すべき種の生息環境 注目すべき種が多数生息している地域などについて現地調査により把握し、記録する。 調査地域は、事業の実施による動物への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲及び斎勝川下流域とする。
	調査期間	1. 既存資料調査 既存資料の収集対象期間は設定しないものとする。 2. 現地調査 4季(春季、夏季、秋季、冬季)を基本に、各種の確認に適切な時期とする。
予測手法	予測内容	【工事による影響】 ①資材等の運搬、重機の稼働及び盛土・掘削等による動物への影響 【存在による影響】 ②改変後の地形及び工作物等の出現による動物への影響
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域 (図8参照) 事業の実施による動物の生息環境への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲及び斎勝川下流域とする。 2. 予測地点 (図8参照) 対象事業計画地及び斎勝川下流とし、調査結果により設定する。
	予測時期	【工事による影響】 ①資材等の運搬、重機の稼働及び盛土・掘削等の工事の最盛期 【存在による影響】 ②工事が完了した時点(令和11年)
	予測方法	調査結果と土地利用計画及び工事計画との重ね合わせ並びに事例の引用・解析により予測する。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における動物への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【工事による影響】 ①資材等の運搬、重機の稼働及び盛土・掘削等による動物相及び注目すべき種並びに注目すべき生息地への影響 【存在による影響】 ②改変後の地形及び工作物等の出現による動物相及び注目すべき種並びに注目すべき生息地への影響
	基準や目標との整合性に係る評価	以下に示す文献に記載される動物種に対し、生息の保全が図られているか評価する。 ①「環境省レッドリスト2020」(令和2年、環境省)における掲載種 ②「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2023年版-」(令和5年、宮城県)における掲載種 ③「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)のうち「学術上重要種」及び西部丘陵地・田園地域及び市街地地域における「減少種」の категория-A

生態系		
調査手法	調査内容	1. 地域を特徴づける生態系
	調査方法及び調査地域等	「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」等の既存資料及び植物・動物の現地調査結果を活用し、地域を特徴づける種について整理・解析を行う。 調査地域は、事業の実施による生態系への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲及び斎勝川下流域とする。(図8参照)
	調査期間	植物及び動物の調査期間等と同様とする。
予測手法	予測内容	【工事による影響】 ①資材等の運搬、重機の稼働及び盛土・掘削等による生態系への影響 【存在による影響】 ②改変後の地形及び工作物等の出現による生態系への影響
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域 (図8参照) 事業の実施による生態系への影響が想定される対象事業計画地より200mの範囲及び斎勝川下流域とする。 2. 予測地点 (図8参照) 対象事業計画地及び斎勝川下流とし、調査結果により設定する。
	予測時期	【工事による影響】 ①資材等の運搬、重機の稼働及び盛土・掘削等の工事の最盛期 【存在による影響】 ②工事が完了した時点 (令和11年)
	予測方法	調査結果と土地利用計画及び工事計画との重ね合わせ並びに事例の引用・解析により予測する。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における生態系への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【工事による影響】 ①資材等の運搬、重機の稼働及び盛土・掘削等による地域を特徴づける生態系への影響 【存在による影響】 ②改変後の地形及び工作物等の出現による地域を特徴づける生態系への影響
	基準や目標との整合性に係る評価	以下に示す文献に記載される植物種及び動物種に対し、生育・生息の保全が図られているか評価する。 ①「環境省レッドリスト2020」(令和2年、環境省)における掲載種 ②「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2023年版-」(令和5年、宮城県)における掲載種 ③「令和3年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(令和4年2月、仙台市)のうち「学術上重要種」及び西部丘陵地・田園地域及び市街地地域における「減少種」のカテゴリーA



凡 例







-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 調査・予測地域 (対象事業計画地境界から200mの範囲)
-  : 齋勝川流域下流調査・予測範囲
-  : 魚類・底生動物調査区間 (No. 1~4)
-  : 河川・水路

図8 調査・予測地域 (植物、動物、生態系)

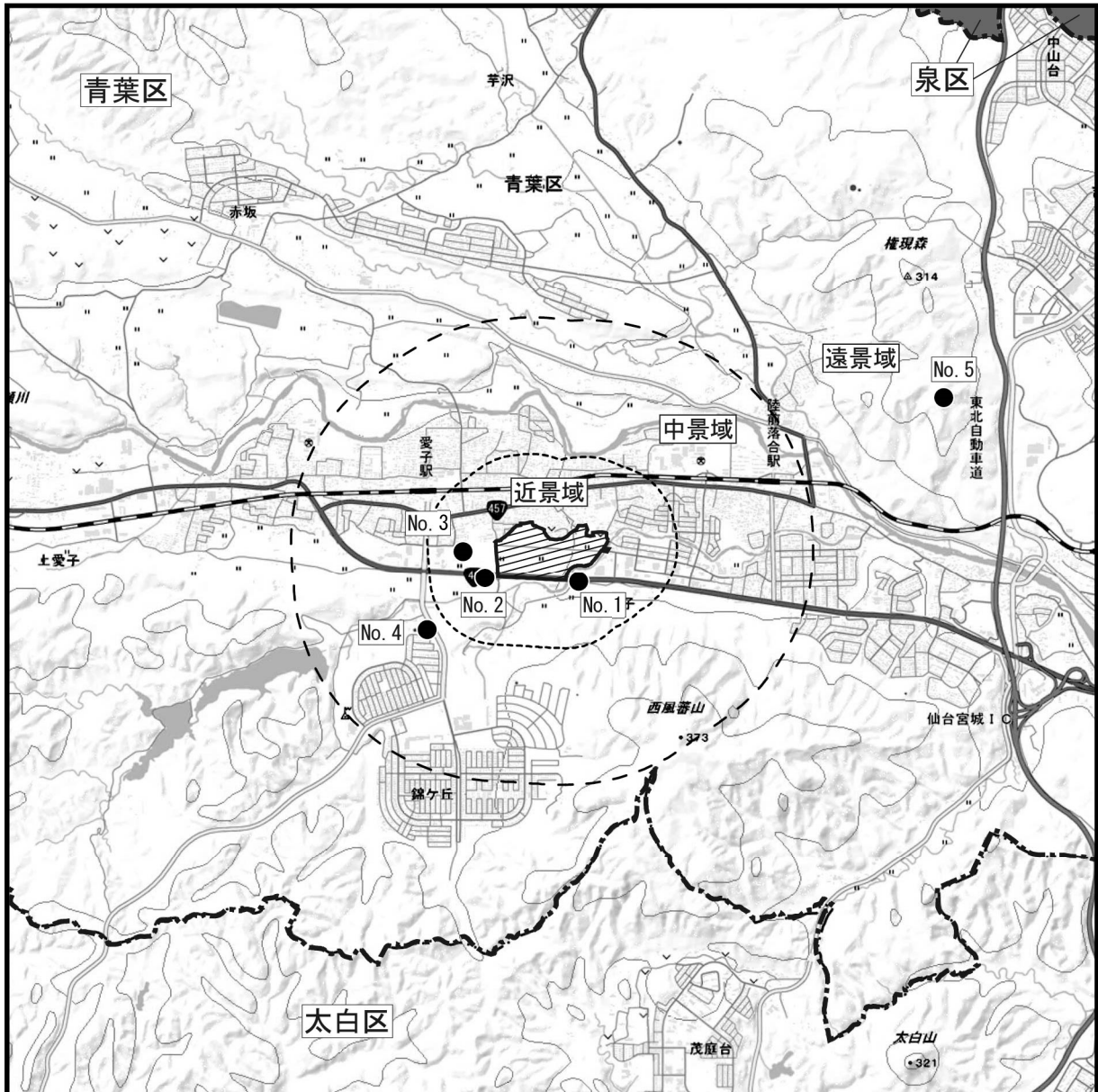


S=1:25,000




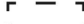

0 250 500 1000m



景観		
調査手法	調査内容	1. 景観資源の状況（①自然的景観資源、文化的景観資源の分布、②景観資源の特性（地形、植生、その他景観資源を構成する要素の状況） 2. 主要な眺望地点の状況（①眺望地点の位置、利用状況、眺望特性、②主要な眺望地点からの眺望の状況）
	調査方法及び調査地域等	1. 既存資料調査 地形図及び観光案内等より、対象事業計画地周辺の地域住民に親しまれ、日常的に不特定多数の人が利用する眺望地点を選定し、その眺望地点の利用状況や眺望特性及び眺望の状況を把握する。 2. 現地調査（図9参照） 既存資料調査より選定した景観資源・主要な眺望地点から、必要に応じて現地調査により対象事業計画地の視認状況を把握する。また、選定した眺望地点の中から主要な眺望地点を設定し、写真撮影等を行い、眺望の状況を把握する。 調査地域は、事業の実施による景観への影響が想定される対象事業計画地より3,000mの範囲とする。 調査地点は、対象事業計画地の視認性を考慮し、地域住民に親しまれ、日常的に不特定多数の人が利用する眺望地点として、近景域3地点、中景域1地点、遠景域1地点の計5地点とする。
	調査期間	1. 既存資料調査 既存資料調査については、入手可能な最新の情報とする。 2. 現地調査 樹木の繁茂による眺望景観を把握することから、着葉期（6～10月）、落葉期（11～3月）の2期とする。
予測手法	予測内容	【存在による影響】 ①改変後の地形及び工作物等の出現による景観（主要な眺望）への影響
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域（図9参照） 事業の実施による景観への影響が想定される対象事業計画地より1,500mの範囲とする。 2. 予測地点（図9参照） 調査地点と同じとする。
	予測時期	【存在による影響】 ①土地区画整理事業の宅地が完成し、想定される施設が建設された時期（令和12年）
	予測方法	土地区画整理事業の宅地が完成し、施設が建設された状況を想定してフォトモンタージュを作成し、眺望景観の変化を予測する。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における景観への影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【存在による影響】 ①改変後の地形及び工作物等の出現による主要な眺望景観への影響
	基準や目標との整合性に係る評価	「仙台市「杜の都」景観計画」に示す「沿線市街地ゾーン」の景観形成の方針との整合性が図られているか評価する。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区界
-  : 対象事業計画地境界から500mの範囲
-  : 対象事業計画地境界から1,500mの範囲
-  : 景観調査地点及び予測地点 (No. 1~5)

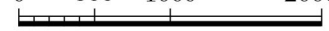
注) 図中の番号は表5-6に対応する。

図9 調査・予測地点 (景観)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m



廃棄物等（廃棄物）		
調査手法	調査内容	現況調査は実施しない。
予測手法	予測内容	【工事による影響】 ①盛土・掘削等による廃棄物の発生量 ②リサイクル等抑制対策による削減状況等
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域 事業による廃棄物等の発生が考えられる地域とし、対象事業計画地内とする。
	予測時期	【工事による影響】 ①工事期間全体
	予測方法	事業計画・施工計画より、工事中の建設廃棄物の発生量及び再資源化率について、原単位等を用いて推定する。また、発生する廃棄物の処分方法を明確にする。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における廃棄物の影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【工事による影響】 ①盛土・掘削等による廃棄物の発生量 ②リサイクル等抑制対策による削減状況等
	基準や目標との整合性に係る評価	工事による影響について、「建設リサイクル推進計画2020」の令和6年目標との整合性が図られているか評価する。

温室効果ガス等		
調査手法	調査内容	現況調査は実施しない。
予測手法	予測内容	【工事による影響】 ①工事用車両の走行及び重機の稼働により発生する二酸化炭素の排出量
	予測地域及び予測地点	1. 予測地域 工事用車両の走行による影響の予測地域は、対象事業計画地から資材等の搬入出場所までの範囲とする。 重機の稼働による影響の予測地域は、対象事業計画地内とする。 なお、工事用車両の走行による影響については、二酸化炭素の発生源が移動発生源であることから、予測地点は設定しない。
	予測時期	【工事による影響】 ①工事期間全体
	予測方法	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（令和5年4月、環境省・経済産業省）に基づき、事業計画・施工計画及び事例の引用・解析結果等を用い、二酸化炭素の排出量を算出する方法とする。
評価手法	回避・低減に係る評価	以下の予測項目における温室効果ガスへの影響について、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか評価する。 【工事による影響】 ①工事用車両の走行及び重機の稼働により発生する二酸化炭素の排出量
	基準や目標との整合性に係る評価	—

(連絡先)

仙台市愛子東土地区画整理組合設立準備委員会

TEL : (022) 392-3603